

鶴見川流域は特定都市河川浸水被害対策法の適用流域です。

平成17年4月1日に鶴見川流域が“特定都市河川浸水被害対策法”的「特定都市河川流域」に指定されました。(指定の範囲は、裏面参照)

“特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)”は、平成16年5月15日より新たに施行された法律です。

都市部を流れ、著しく市街化が進行する流域をもつ河川(鶴見川流域の現況市街化率は約85%[H15年時点])の、水害発生時のダメージの大きさや、大規模な河川整備の困難性等を判断基準に“特定都市河川”として、また、流域を“特定都市河川流域”として指定するものです。(鶴見川の場合、国土交通大臣が指定)

※その後全国の都市河川(新川(愛知県)[H18.1]寝屋川(大阪府)[H18.7]巴川(静岡県)[H21.4]境川(愛知県)[H24.4]猿渡川(愛知県)[H24.4]境川(神奈川県)[H26.6]引地川(神奈川県)[H26.6]中川・綾瀬川(埼玉県)[R6.3])が指定されました。

指定により、水害に強いまち(流域)づくりを目指して、主に次の取り組みを進めています。(鶴見川流域の目指す将来像を示した「鶴見川流域水マスターplan」にも適合した取り組みとなっています。)

① 河川管理者、下水道管理者、流域の地方公共団体は、近年全国で多発する集中豪雨の発生などを視野に入れ、新たに「流域水害対策計画」を共同で策定する役目を担い、連携は強化され、更に安全性を高める有効的かつ効率的な浸水被害対策(河川改修、下水道整備、雨水貯留浸透施設整備等)を着実に実施することになります。[法第4条]

※平成19年3月「鶴見川流域水害対策計画」策定済み

② 流域の現在の安全性を最低限維持、また、少しづつでも高めるために、

- 1) 流域内の住民・事業者は雨水を貯留浸透させる努力 [法第5条、第40条]
 - 2) 新たに“雨水浸透阻害行為(面積：1,000m²以上)”を行う場合の許可の取得(雨水の流出を抑制する最小限の対策実施を伴う) [法第30条] (※公共事業も必要 [法第35条])
 - 3) 既存の雨水の流出抑制機能をもつ防災調整池の保全 [法第47条] (※法第44条には、流域指定以降、別途防災調整池毎に都県市長が保全調整池としての指定を可能とする条項もあります。)
- など、協力をお願いしております。

指定日から許可を要す事項(法律の条文は、裏面をご覧ください)

流域内で“雨水浸透阻害行為”を行う場合の許可(法第30条)

面積1,000m²以上の雨水浸透阻害行為からが対象です。

※事業エリア面積ではなく、雨水浸透阻害行為にあたる面積が対象です。

申請書の提出(法第31条申請の手続き)

雨水浸透阻害行為を行う地域の自治体の窓口(裏面参照)へ申請

※申請については、次ページをご覧ください。

※従来の都市計画法第29条(開発行為の許可)や宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成に関する工事の許可)等とは別に申請が必要です。

許可(法第32条許可の基準)

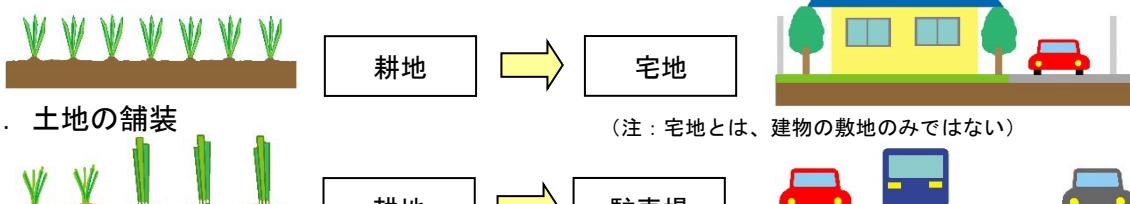
許可を受けるには対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)の計画が技術的基準を満足していることが必要です。

※開発行為等に際し行う対策を同一施設で兼ねることは可能です。但し、各基準を満足することが必要です。

雨水浸透阻害行為に該当する行為

○許可を必要とする雨水浸透阻害行為の具体例

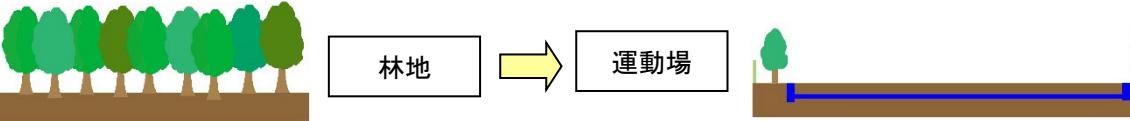
1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



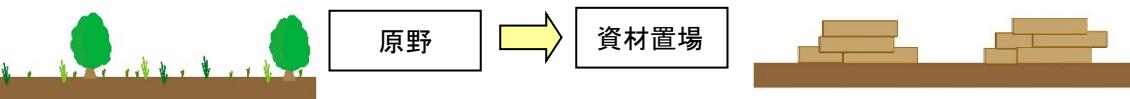
2. 土地の舗装



3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



4. ローラー等により土地を締め固める行為



従前の土地の形質を改変するような行為は、雨水浸透阻害に該当します。

注)「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等」以外の土地：山地、林地、耕地、原野

雨水浸透阻害行為に該当すると思ったら・・・

雨水浸透阻害行為に該当する行為の面積を算定

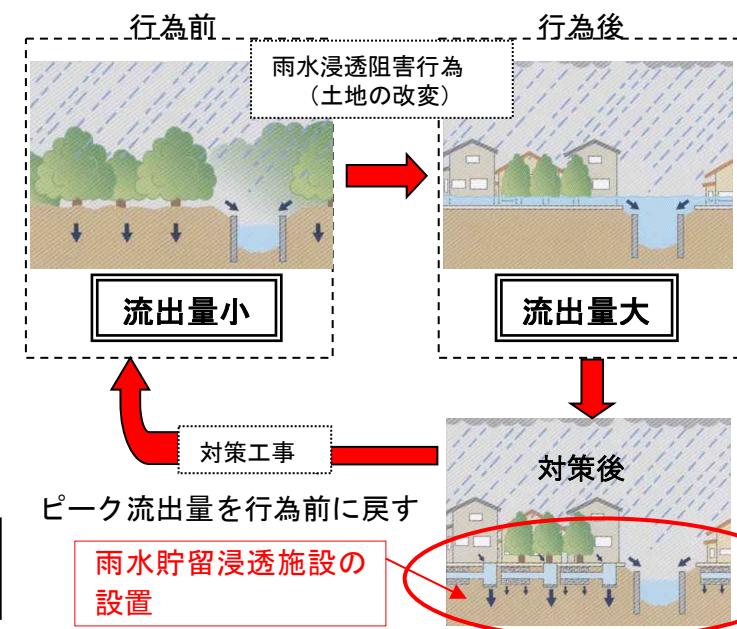
1,000m²以上の場合は、行為を行う地域の自治体窓口(裏面参照)で確認を受けて下さい

該
當

申請に向けた準備
(必要書類の作成・対策工事の検討など)

申請書を提出(提出先は裏面の窓口へ)
※具体的な申請手続きについては窓口へ

<雨水浸透阻害行為と対策の概念>



ホームページアドレス

◇法律の概要、法律・政令・省令(許可申請様式)、全国の候補河川などをご覧になりたい方は

国土交通省水管理・国土保全局 特定都市河川ポータルサイト <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitosikasen/portal.html>

◇特定都市河川流域に指定される範囲(鶴見川流域)、申請手続きの概要、鶴見川流域水マスターplanなどをご覧になりたい方は

国土交通省京浜河川事務所HP <https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/index.html>

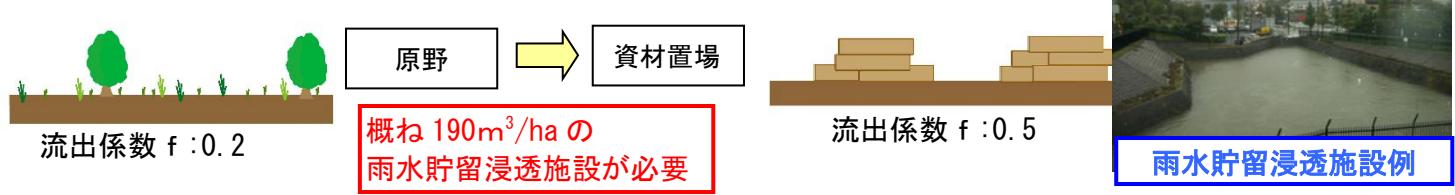
■雨水浸透阻害行為における対策工事の例

鶴見川流域で次のような1ha規模(=10,000m²規模)の雨水浸透阻害行為を行った場合の対策工事は概ね以下のようになります。

①「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



②ローラー等により土地を締め固める行為



■特定都市河川浸水被害対策法 原文 (抜粋)

【雨水浸透阻害行為の許可】

第三十条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為(流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透阻害行為」という。)であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをする者は、あらかじめ、当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等)の長(以下この節において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- 二 土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、前号に該当するものを除く。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、土地からの流出雨水量(地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。)を増加させるおそれのある行為で政令で定めるもの

*指定日時点で次のいずれかに該当する場合は、雨水浸透阻害行為の許可を要しません。

- ①既に工事に着手している行為等
- ②都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの等
(宅地造成及び特定盛土等規制法第12条に規定する宅地造成に関する工事の許可についても同様)

【申請の手続】

第三十一条 前条の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

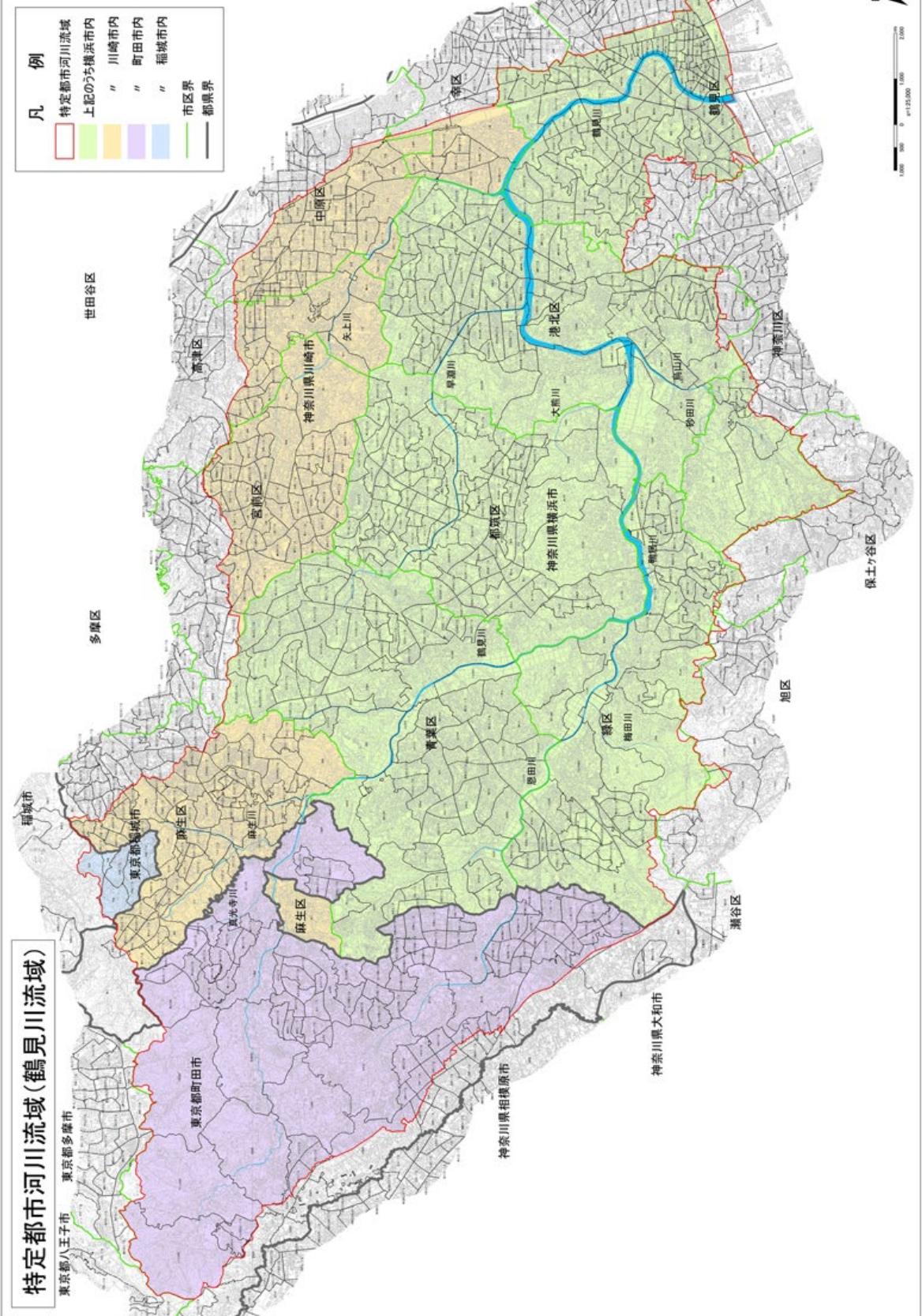
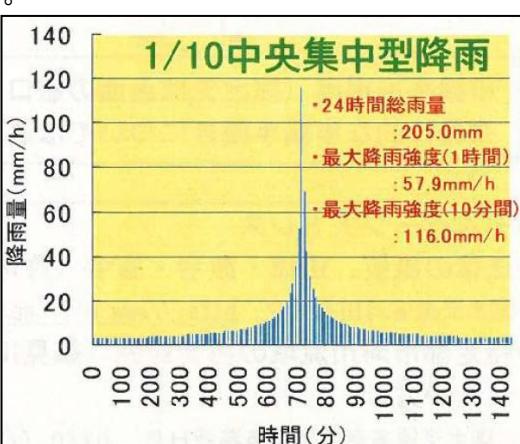
- 一 雨水浸透阻害行為をする土地の区域(以下「行為区域」という。)の位置、区域及び規模
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画
- 三 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事(以下「対策工事」という。)の計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

【許可の基準】

第三十二条 都道府県知事等は、第三十条の許可の申請があったときは、その対策工事の計画が、当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を政令で定める技術的基準(次条の条例が定められているときは、当該条例で定める技術的基準を含む。第三十八条第二項及び第三項、第三十九条第一項並びに第四十一条第一項第四号において同じ。)に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

*ここでいう技術的基準には、雨水浸透阻害行為における対策工事の計画に用いる基準降雨を必要とします。鶴見川流域では、右の1/10確率降雨を用います。流域の指定日に合わせ都県市の公報により公示されています。



雨水浸透阻害行為を行う地域の雨水排水先が鶴見川の本支川(普通河川や準用河川、下水道、道路側溝などを経由する場合もある)にあたる場合には鶴見川流域内と思つて下さい。
特に境界付近で鶴見川流域内かも?...と思ったら排水先等を必ず確認して下さい。

■鶴見川流域への特定都市河川浸水被害対策法の適用に関するお問い合わせ先

◇国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 流域調整課

TEL: 045-503-4009

■鶴見川流域内の雨水浸透阻害行為の許可申請窓口

◇東京都内での許可 : 東京都都市整備局都市基盤部調整課

TEL: 03-5388-3298

◇横浜市内での許可 : 横浜市下水道河川局河川部河川管理課

TEL: 045-671-2898

◇川崎市内での許可 : 川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課

TEL: 044-200-2904